市発注工事への単品スライド条項の適用拡充について

平成20年7月7日より、尾道市発注の工事に関して、建設工事請負契約約款第24条第5項(単品スライド条項)の適用を開始していますが、条項適用の対象とする資材を次のとおり拡充します。【拡充した部分を太字で示しています】

1 条項適用の対象とする資材

主要資材(鋼材類、燃料油その他特記仕様書に明示した資材)で5%以上 価格変動したもの

一般資材(主要資材以外の主要な工事材料)で10%以上価格変動した もの

鋼材類、燃料油及び工事の請負代金類に大きな影響を及ぼすもので、各品目ごとに変動額が、請負代金額の1%を超えたもの(対象品目は市・受注者間の個別協議による)

2 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を市が負担します。

3 スライドの対象となる工事

次の条件をすべて満たす工事です。

対象資材の、実際の搬入月、購入月における実勢単価を用いて、部分引渡し部分、出来高払い部分を除いた当該工事の請負金額を再積算した場合に、部分引渡し部分、出来高払い部分を除いた当該工事部分が、再積算前の金額より1%以上変動している工事

残工期が2ヵ月以上ある工事

4 適用日

平成25年10月1日に指名・公告するものから適用

5 事務手続き

受注者より、建設工事請負契約約款第24条第5項に基づき、工期末の2ヶ月前までに請負代金額の変更について協議があることが必要です。その際、受注者は、実際に購入した材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入時期のすべてを証明する書類を提出してください。

なお、単品スライドを含む請負代金額の変更は、精算設計書にて行います。

6 受注者が証明する書類が整わない場合

受注者が発注者の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため価格等が確認できない場合は、原則、単品スライド条項の対象外とします。